

エネルギー管理功績者・優良工場等 表彰概要

1. 目的

省エネルギーの意義を理解し、永年にわたるエネルギー管理の推進に尽力し、その功績が顕著であると認められる者（以下「功績者」という。）並びに内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギー管理の推進に不断の努力を重ね、その効果が大であり、他の模範となる工場又は事業場（以下「工場等」という。）を表彰し、省エネルギーの一層の推進に資することを目的とする。

2. 表彰の種類

功績者および工場等について、特に顕著な功績が認められる場合は四国経済産業局長表彰とし、局長表彰には及ばないが優れた功績が認められる場合は四国地方電力活用協議会の会長表彰とする。

(1) 四国経済産業局長表彰

- ・エネルギー管理功績者
- ・エネルギー管理優良工場等

(2) 四国地方電力活用協議会会長表彰

- ・電力活用功績者
- ・電力活用優良工場等

3. 選考

(1) 功績者

省エネルギー活動に永年関与し、エネルギー有効活用技術の向上、エネルギー資源の保全等に寄与し、又は省エネルギーの啓発普及、指導等その推進に寄与したと認められ、その功績が顕著である者について選考する。

(2) 工場等

次に掲げる各項目について顕著な実績がみられる工場等について選考する。

- ・エネルギー管理組織とその運営状況
- ・エネルギー管理技術者の養成状況
- ・エネルギーの使用の合理化に関し効果をあげた実績
- ・エネルギーの使用の合理化に関して実施した措置の状況

4. 表彰式

原則として毎年2月（省エネルギー月間）に行う。